

『やまがたの木』認証制度に取り組んでいます！

地域で育った木材を積極的に利用することは、森林の環境保全につながり、地球温暖化の防止にも大きく貢献します。

また、近年、県民の住宅に対する健康や安心・安全指向の増大、公共事業への県産木材の利用促進など、県産木材へのニーズが高まっています。

そのため、山形県産の木材及び製材品を『やまがたの木』として認証し、山形県産材の利用拡大に取り組んでいます。

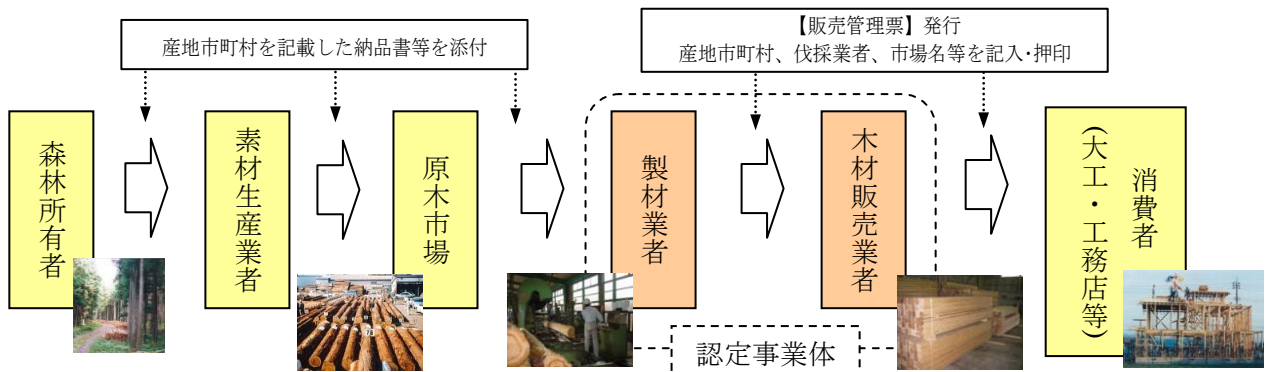


☞ 『やまがたの木』とは？

- ① 山形県内の森林で成長した木を山形県内で製材・加工し、その生産流通履歴が明確な木材及び製材品のことです。
- ② 山形県内の森林で成長した木を山形県内の製材業者が製材し、その後、県外で加工した製品をその製材業者が販売する製材品のことです。

☞ 『やまがたの木』認証制度とは？

- ① 平成 21 年 10 月 1 日からスタートした、山形県産の木材を証明する制度です。
- ② 「やまがた県産木材利用センター」が一定の基準を満たした木材関連業者を認定事業者として認定します。
- ③ 認定事業者は、定められた認証方法に基づき、「やまがた県産木材利用センター」が発行する販売管理票に産地・素材供給者・出荷販売先等を記載するなどし、木材の生産・流通履歴を適正に管理します。
- ④ 販売する認定木材及び製材品には、やまがたの木認証マークのある認証ラベルが添付されます。



☞ 『やまがたの木』を購入するには？

- ① 「やまがた県産木材利用センター」が認定した認定事業者から購入できます。
- ② 認定事業者は、県産木材を取り扱う製材業者・木材販売業者となっておりますので、詳しくは「やまがた県産木材利用センター」にお問い合わせください。

☞ 『やまがたの木』を取り扱うには？

- ① 「やまがた県産木材利用センター」に認定事業者として認定される必要があります。
- ② 認定申請できる事業者は、県産木材を取り扱う製材業者・木材販売業者で、さらに一定の認定基準がありますので、詳しくは「やまがた県産木材利用センター」にお問い合わせください。

お問い合わせは

やまがた県産木材利用センター（事務局：山形県木材産業協同組合）

<営業時間 AM9:00~PM5:00（土日祝日は除く）>

〒990-2473 山形市松栄 1-5-41 TEL023-666-4800 FAX023-646-8699 E-mail: riyou-s@yamagata-e-ie.jp